

前回面談時にご指摘頂いたコメントに対する回答

前回の面談等でご指摘頂いた以下の項目のうち、(1)～(4)について本日まで説明させて頂く。
なお、(5) および (6) については回答の準備ができ次第、改めてご説明に伺う。

- (1) 実施計画上対象となる組織について、廃炉Cの全組織を記載している組織図を基に説明すること
- (2) 前回面談時に説明された「意見に相違があった場合」の対応事例について説明すること
- (3) LCOに関与する一部組織（現技術・品質安全部）が1F所長下からCDO下へと改組されることにより、LCOへの対応が遅延するようないか、説明すること
- (4) 10/31の面談にて説明された「組織改編によるリスクとその対策」のうち、「1F内で安全・品質を司る組織がなく、1F所長が十分なガバナンスを発揮できず、1Fの安全・品質が低下する」との記載について、その考え方を改めて説明すること
- (5) プロジェクトマネジメント室および廃炉安全・品質室の職務（監督・支援）について、実施計画第5条における記載との関連性について説明すること
- (6) 第5条 保安に関する職務 において、「(5) プロジェクトマネジメント室」の職務の
として記載している「管理責任者」の対象について説明すること

(1) 実施計画対象となる組織について、廃炉 C の全組織を記載している組織図を基に説明すること

改編後の廃炉 C の全組織は添付の通り。このうちの実施計画に記載する組織についての考え方は以下の通り。

- ①実施計画が 1F の保安に関する文書であるため、1F 組織の場合にはグループ単位で記載し、一方、本社組織の場合には室/センター単位で記載
- ②1F 組織のうち、保安活動を行わないグループについては記載を省略
- ③1F 組織のうち、プロジェクト Gr については記載を省略
- ④本社組織のうち、グループ単位での記載が必要と考えられる組織について、グループ単位で明記

(2) 前回面談時に説明された「意見に相違があった場合」の対応事例について説明すること

保安委員会を例に取った場合、PMO 長や安品室長、1F 所長がその委員となり、PG/PJ の推進に対して意見を持つ者（1F 所長や PMO 長など）と、安全・品質に対して意見を持つ者（安品室長など）との間で意見の相違が生じるようなケースが考えられるが、この場合には、各委員の意見を受け、最終的には保安委員会の委員長である CDO が判断し、意思決定を下すこととなる。

(3) LCO に関与する一部組織（現技術・品質安全部）が 1F 所長下から CDO 下へと改組されることにより、LCO の対応に遅延が生じることがないか、説明すること

LCO の対応に関しては、パラメータの確認・評価、LCO の判断、判断に基づく措置の実施、そして所長への報告等の対応を行うこととなり、これら実施事項については、第 18 条～第 33 条^{*}に規定している。このうち、特に LCO を満足していない場合の実施事項については第 31 条^{*}に規定しており、LCO 逸脱と判断した場合には、各 GM（廃炉安全・品質室の GM を含む）は当直長及び運用部長にその旨報告し、さらに運用部長が所長及び原子炉主任技術者に報告することとしている。（^{*}第 1 編の場合。第 2 編の場合はそれぞれ第 19 条～第 78 条、第 121 条が該当）

この LCO に係る対応について、改編に伴いその行為者（実施計画上の主語）の変更はあるものの、実施事項やそのフロー自体に変更があるものではなく、組織改編により遅延は生じないと考えている。

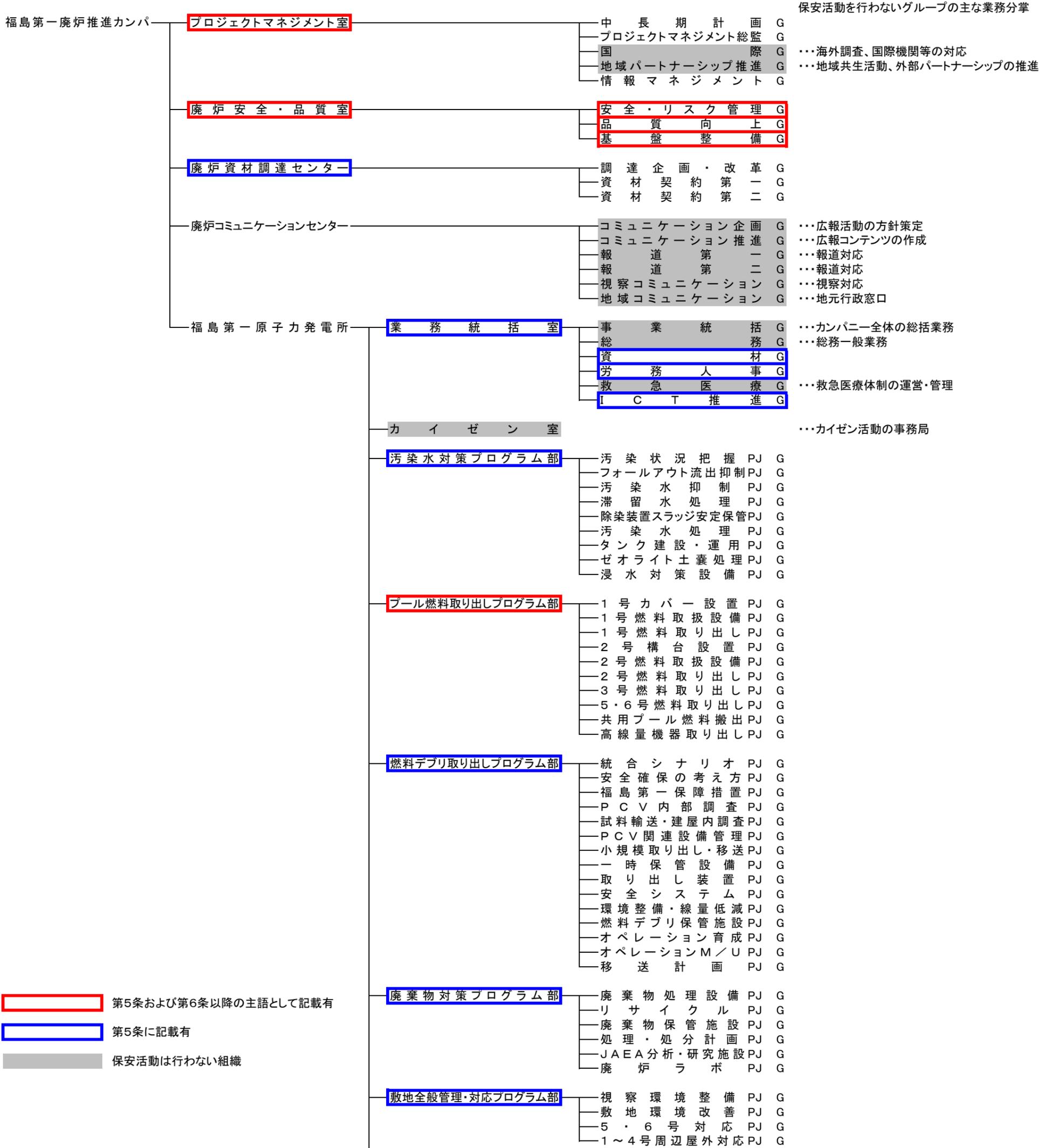
(4) 10/31の面談にて説明された「組織改編によるリスクとその対策」のうち、「1F内で安全・品質を司る組織がなく、1F所長が十分なガバナンスを発揮できず、1Fの安全・品質が低下する」との記載について、その考え方を改めて説明すること

現 技術・品質安全部を廃炉安全・品質室として本社組織に改組することのリスクについて、改めて評価を行った。その結果として、「1F内で安全・品質を司る組織がなく、1F所長が十分なガバナンスを発揮できず、1Fの安全・品質が低下する」とのリスクについては、下記の評価結果により、発現可能性は極めて小さいものであり、対策は不要との結論に至った。

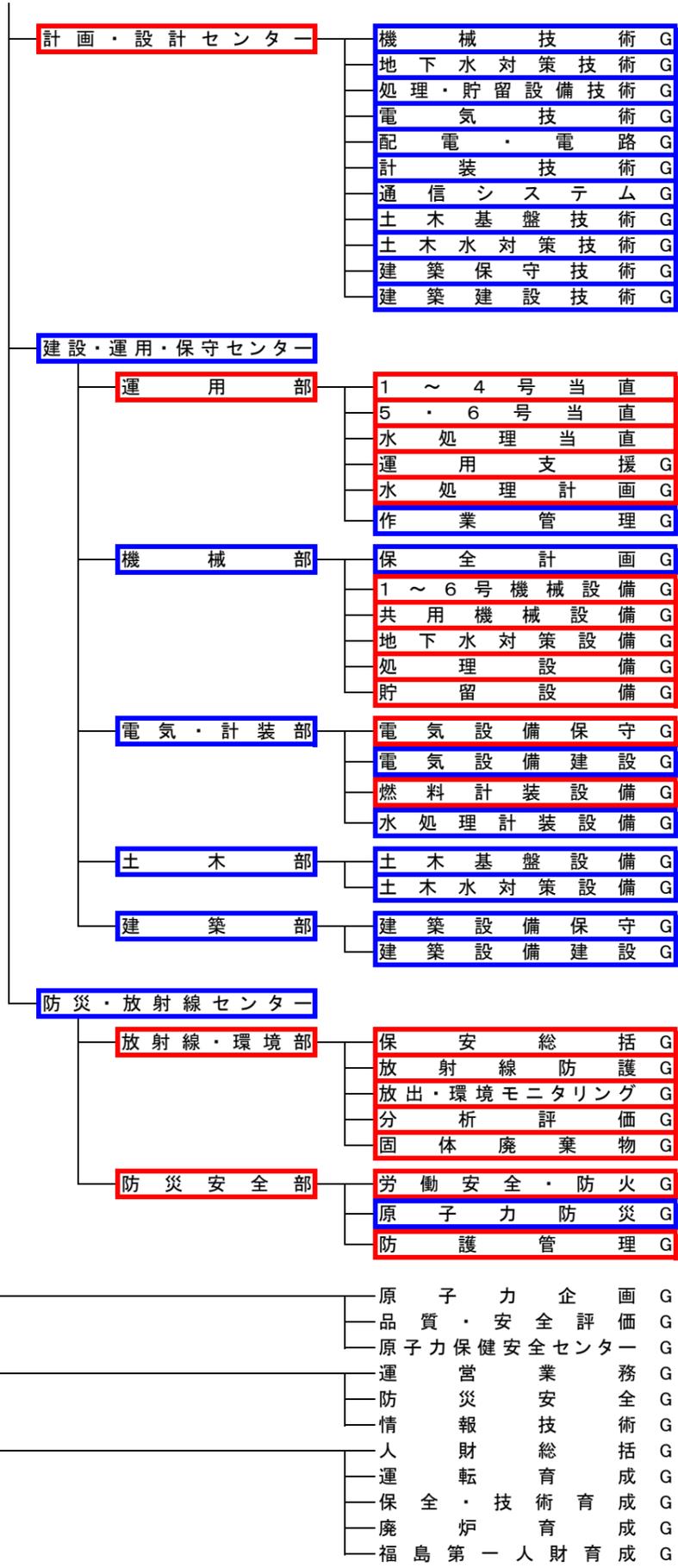
- 現 技術・品質安全部が行っている職務については、廃炉安全・品質室が引き続き行うものとしており、機能そのものに変更はないこと（廃炉安全・品質室が1Fの安全・品質を司る組織として引き続き存在すること）
- 技術・品質安全部が本社組織として改組された場合でも、(3)に示すように、LCOの対応において影響を与えるようなものではないこと
- 今回の組織改編における設計思想として、そもそも安全・品質の向上を目的に1F→本社へと位置づけを見直したものであり、安全・品質に関して1F所長と同等の立場で特化して対応できる組織を構築することで、むしろ安全・品質が向上すること

以上

福島第一廃炉推進カンパニー組織図(新組織案)



第5条および第6条以降の主語として記載有
 第5条に記載



原子力・立地本部

原子力安全・統括部
原子力運営管理部
原子力人材育成センター

原子力企画 G
 品質・安全評価 G
 原子力保健安全センター G
 運営業務 G
 防災安全 G
 情報技術 G
 人材総括 G
 運転育成 G
 保全・技術育成 G
 廃炉育成 G
 福島第一人財育成 G